

郵便保険会社に係る内閣府令・総務省令事項説明資料
〈郵政民営化法第 149 条関係〉

平成 20 年 12 月 25 日
金融庁・総務省
内閣官房郵政民営化推進室

「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

- 1 「金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成20年法律第65号）」において、証券会社・銀行・保険会社間のファイアーウォール規制の見直しが行われ、保険業法においては保険会社の取締役等と銀行又は証券会社の役職員との兼職を制限する同法第8条第1項の規定を削除する改正がなされている。

この法律の施行に伴い、郵便保険会社の届出事項を定めた標記命令の第27条第1号において引用する法律（項番号）を改める。

- 2 なお、上記1の命令の改正規定は、上記法律の施行日【同法の公布日（平成20年6月13日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日】から施行する。

（参考）

- ・ 郵政民営化法第149条第1項第7号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、主務大臣は、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。（郵政民営化法第151条）

参 考

○ 郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成 18 年内閣府・総務省令第 3 号）の一部改正案

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 保険業法<u>第八条第一項</u>の規定による認可 二～四 （略）	（郵便保険会社の届出事項） 第二十七条 法第百四十九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。 一 保険業法<u>第八条第二項</u>の規定による認可 二～四 （略）

(参照条文)

○ 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）

（保険業法の一部改正）

第十二条 保険業法（平成七年法律第五号）の一部を次のように改正する。

（略）

第八条の見出し中「兼職制限等」を「兼職制限」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の規定の適用がある場合を除くほか、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

（略）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 （略）第十二条中保険業法目次、第二条第十一項、第八条及び第二十八条第一項第三号の改正規定（略） 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

○ 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（届出事項）

第百四十九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 保険業法第百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 （略）

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第百五十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第百三十八条第二項第六号、第百三十九条第八項、第百四十条第一項、第百四十四条第三項又は第百四十九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。